

2025年大阪・関西万博誘客促進事業(個人宿泊助成)要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2025年大阪・関西万博開催を契機として、高浜町内への個人客の誘客を促進するために実施するものとし、一定の条件に基づき、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づき交付する助成対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1)助成対象者は、高浜町への個人旅行客で小学生以上であること。

※1グループ8名まで。

(2)若狭高浜観光協会が定めた宿泊事業者で、1泊2食付きの宿泊であること。

(3)支払いは現地決済であること。

※OTA(じゃらん・楽天トラベル等)をご利用の方は「現地決済」を選ぶこと。

(4)WEB アンケートに答えること(18歳以上)。

※最終画面を若狭高浜観光協会に提示。

(5)特定の政治又は宗教活動を目的としたツアーでないこと。

(6)自治体等が実施するツアーでないこと。

(7)学校法人が実施する教育旅行(校外学習や修学旅行等)でないこと。

(8)他の助成制度を利用した旅行ではないもの(県内市町実施分を含む)。

(助成対象期間)

第3条 助成対象となるツアーの対象期間は、令和7年5月1日～令和7年6月30日、令和7年9月1日～令和7年10月31日とする。(ただし、予算の上限額に達し次第、申請受付を締切ることとする。)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は次のとおりとする。

1人当たりの助成金額：3,000円

JRを利用した場合(JR小浜線の利用は必須)はさらに2,000円を加算する。

※1泊分の助成を上限とする。

※JR利用の際はJR小浜線を利用した切符写真の提示が必要。

※助成金は予算の範囲内で交付するものとする。

(助成金の申請並びに交付の流れ)

第5条

(1)申請者は、宿泊前に若狭高浜観光協会にて申請することとする。内容が適切であると判断した場合、決定通知書を発行し、申請書のコピーと共に申請者に渡す。

※申請書の提出と WEB アンケート回答が必要。

(2)申請者は決定通知書と申請書のコピーを宿泊事業者に提出。宿泊事業者は宿泊料金から助成金を差し引いた金額を申請者に請求する。

(3)宿泊事業者は、月に1度、月末に若狭高浜観光協会に請求書(任意様式)ならびに決定通知書を添えて提出する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。